令　和　8　年

林野火災予消防対策実施方針

北 海 道 水 産 林 務 部

令和８年林野火災予消防対策実施方針

第１　趣　旨

北海道及び北海道林野火災予消防対策協議会に参画する機関（以下「関係機関」という。）が令和８年(2026年)に実施する林野火災予消防対策は、北海道地域防災計画の林野火災対策計画（第９章第７節）に定めるもののほか、本方針の定めるところによる。

第２　基本的な考え方

昨年は15件の林野火災が発生し、その多くが春季に発生していることから、特に春先の火災を予防することが重要となっている。

出火原因としては、ゴミ焼きや、熊除けの花火、農業機械から出火によるものなど、人為的に発生したものが８件と、発生原因の多くが人為的なものであることから、山菜採りやレジャーなどで 入林する者のほか、一般の住民や農業者などに、ポスターや広報媒体を活用した注意喚起を集中的に行うなど、林野火災の危険期間（概ね３月～６月）における取組を強化し、効果的に各種の予防対策を講ずるものとする。

また、大規模な林野火災の発生時にヘリコプターによる空中消火活動を迅速かつ円滑に行うことができるよう、関係機関の初動の連絡体制を強化し、消防対策に万全を期すものとする。

第３　実施体制の整備

予消防対策を効果的に実施するため、次により実施体制の整備を図るものとする。

１　各総合振興局及び振興局は、本方針を踏まえ、地区林野火災予消防対策協議会を設置・開催し、地域の実情に即した予消防対策について協議を行い、各地区における効果的な実施方針を定めるものとする。

２　市町村は、前項の実施方針の趣旨を踏まえて、市町村林野火災予消防対策協議会を設置し、必要な措置を講ずるものとする。

なお、市町村は、森林組合及び大面積森林所有者に対して、自ら予防体制を整備するよう指導・助言を行うものとする。

第４　予防対策

１　強調期間の設定

予防対策を効果的に実施するため、４月10日から５月20日までを「林野火災予防強調期間」（以下「強調期間」という。）として、定めるものとする。

ただし、地区林野火災予消防対策協議会において、気象条件など地域の実情に応じて当該期間を変更することができる。

また、強調期間中は、次の取組を実施するものとする。

（１）統一標語、ポスターによる予防意識の高揚

道は、予防意識の高揚を図るため、小学生から募集した標語と原画を活用して啓発用ポスターを作成し、関係機関に３月末までに送付するものとし、道及び関係機関は、林野火災対策計画で定める危険期間（概ね３月～６月）を含め、当該ポスターを住民の目に触れやすい場所に掲示する。

（２）広報媒体による啓発

道及び北海道森林管理局は、チラシやホームページ、SNSなど多様な手段を活用して、山菜採りやレジャーを目的として入林する者のほか、一般の住民や農業者などに注意を呼びかける。

（３）注意旗による啓発

道は、山火事注意旗を作成し、市町村に３月末までに送付するものとし、道及び市町村は、庁舎や登山口、森林利用施設等で注意旗を掲揚し、住民や入林者の注意を喚起する。

（４）公共交通機関における啓発

道は、公共交通機関に対し、道が作成したポスターを駅などに掲示するとともに、車内放送等により乗客に注意喚起を行うよう要請する。

（５）入林者に対する指導

道及び関係機関は、入林の許可・届出等に際し、入林者に対して適切な指導を行うとともに、携帯用灰皿などを携行するよう呼びかける。

２　異常乾燥時における広報活動

道及び関係機関は、異常乾燥が続き、林野火災発生の恐れがあるときは、SNSなどにより住民や入林者に注意を呼びかけるものとする。

３　火災に関する警報の周知

林野火災警報等の火災に関する警報を発した市町村は、関係機関や住民等へ周知を図るものとする。

第５　消防対策

１　体制の整備

（１）市町村は、林野火災に即応する体制の整備を図り、消防対策に万全を期すものとする。

（２）道及び関係機関は、林野火災の発生や空中消火の実施に備え、別紙１に基づき、迅速な情報の収集や伝達、消火資機材及び薬剤の円滑な使用に向けた体制を整備するものとする。

２　林野火災発生情報の共有

円滑な消防活動の実施や住民等への注意喚起を図るため、次により林野火災の発生情報等の共有を図るものとする。

（１）市町村は、森林、牧野、原野において火災が発生したとき、又は延焼により今後これらに被害が及ぶ可能性があるときは、火災の大小にかかわらず、速やかに道に報告する。

（２）関係機関は、林野火災の大規模化が見込まれる場合（鎮圧の目途がたたず、焼損面積の見込みが50ヘクタール程度となった時点）は、応急対策や復旧対策等に必要となる森林情報や林業事業体等の入林者情報等について収集・共有を図る。

（３）市町村は、今後の林野火災予消防対策に活かすため、林野火災が鎮火した後、別に定める林野火災被害状況調書を道に提出する。

３　消火資機材の配備等

（１）道との委託契約により初期消火資機材を保有している機関は、日頃からその適正な維持管理に努めるものとする（別紙２）。

また、市町村は、国の「林業・木材産業循環成長対策交付金」等を活用し、地域の実状に応じて機材の配備に努めるものとする。

（２）ヘリコプターによる空中消火用の資機材及び薬剤を保有している機関は、その適正な維持管理に努めるものとする（別紙３）。

別紙１

林 野 火 災 発 生 時 の 連 絡 系 統 図

連絡　共有　要請

地　　域

【火災発生市町村】

警　察

消防機関

市 役 所 ・ 町 村 役 場

ヘリ出動に伴う初期連絡

危機対策課防災航空室
道防災ヘリ（又は札幌市消防局ヘリ）による消火活動

陸 上 自 衛 隊
自衛隊ヘリ・地上部隊による消火活動

空中消火資機材・薬剤配備機関
森林管理局・森林管理署
総合振興局又は振興局（森林室）

※　自衛隊ヘリを要請する場合は、林務課を通じて散布装置の使用申請を行ってください。
※　薬剤を使用する場合は、薬剤等の配備機関へ使用依頼を行ってください。

① 火災速報

② 派遣要請

③ 薬剤の使用依頼等※

森林所有者
・
関係機関
（森林組合等）

森林管理署

（総合）振興局

危機対策室

林　務　課

森　林　室

道庁

危機対策課

水産林務部総務課
森林整備課

道有林課

森　林
管理局

基準に基づき報告

【国】

消　防　庁

林　野　庁

《林野庁への報告基準》
・焼損面積が５haを超え、なお延焼が続くとき
・空中消火を行うこととしたとき
・知事による自衛隊への災害派遣要請が行われたとき

別紙2

林野火災初期消火資機材配備先一覧（令和8年2月1日現在）

（単位：組、台、基、個）

番号	振興局	委託先	住所	電話番号	携帯用防火セット	可搬式消防ポンプ	水のう式手動ポンプ	背負式消火器	組立水槽	ウォーターチャージャー	低水位ストレーナー	十字鍬
1	石狩	石狩北部地区消防事務組合消防本部	石狩市花川北1条1丁目2－3	0133-74-5375	4	5	20		6			
2	渡島	渡島西部広域事務組合消防本部	福島町字三岳45－1	0139-47-4018	5		20		2	1		
3		南渡島消防事務組合消防本部	北斗市中央2丁目6－6	0138-73-5130	2	2	10		2			
4	檜山	檜山広域行政組合消防本部	江差町字茂尻町96	0139-52-3026	4	4	20					
5	後志	羊蹄山ろく消防組合消防本部	倶知安町北3条東4丁目1－3	0136-22-2822			4				3	
6	空知	滝川地区広域消防事務組合消防本部	滝川市文京町4丁目1－5	0125-23-0119	1	1	20		1			
7		岩見沢地区消防事務組合消防本部	岩見沢市8条東10丁目2－47	0126-22-4302	2	1	10		1			
8		深川地区消防組合消防本部	深川市8条10－20	0164-22-2814			1	2	1			3
9	上川	富良野広域連合消防本部	上富良野町大町2丁目2－46	0167-45-1119	6		21					
10	留萌	留萌消防組合消防本部	留萌市高砂町3丁目6－11	0164-42-2212		1	6					
11		北留萌消防組合消防本部	羽幌町南5条4丁目6	0164-62-1220	5		20					
12	宗谷	稚内地区消防事務組合消防本部	稚内市港5丁目1－37	0162-23-2177	5	2	9					
13		南宗谷消防組合消防本部	枝幸町新港町908－4	0163-62-1421	5	2	10					
14	オホーツク	紋別地区消防組合消防本部	紋別市幸町2丁目1－1	0158-28-7016	14	7	63					
15		美幌・津別広域事務組合消防本部	美幌町字栄町1丁目4	0152-73-1211	9	3	22					
16		遠軽地区広域組合消防本部	遠軽町1条通北3丁目1	0158-42-2050	8	5	29					
17		北見地区消防組合消防本部	北見市寿町2丁目1－28	0157-25-1515	5		10					
18		斜里地区消防組合消防本部	斜里町本町14－3	0152-23-3647	11	2	10					
19		網走地区消防組合消防本部	網走市南2条西4丁目2	0152-43-2221	14		10					
20	胆振	西胆振行政事務組合消防本部	伊達市松ヶ枝町13－1	0142-23-2119			4					
21		胆振東部消防組合消防本部	厚真町錦町47－2	0145-26-7100	5	2	10		2			
22	日高	日高西部消防組合消防本部	日高町富川北7丁目1－10	01456-2-1521	2		10	2	2			
23		日高中部消防組合消防本部	新ひだか町静内こうせい町2丁目1－1	0146-42-0941	2		11	2				
24	十勝	とかち広域消防事務組合とかち広域消防局	帯広市西6条南6丁目3－1	0155-26-9122	12		61			4		
25	釧路	釧路東部消防組合消防本部	厚岸町宮園2丁目414－2	0153-52-5111	3	2	6					
26		釧路北部消防事務組合消防本部	弟子屈町美里3丁目8－1	015-482-3276	1	1	10					
27	根室	根室北部消防事務組合消防本部	中標津町丸山2丁目22	0153-72-9114			14		1	4		
計					125	40	441	6	18	9	3	3

林野火災空中消火用資機材・散布用薬剤の配備状況一覧

令和8年2月1日現在

所有者					空中消火用資機材					空中散布用薬剤	備考
区分		所有機関	所在地	電話番号	散布装置	かくはん機又は溶解機	組立水そう	可搬式動力ポンプ	ホース・吸管	消火剤（粘着剤・消火剤） kg	
ヘリを保有する機関	陸上自衛隊	丘珠駐屯地	札幌市東区丘珠町１６１番地	011-781-8321	6	－	－	－	－	－	道所有の散布装置を配備
		旭川駐屯地	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111	2	－	－	－	－	－	〃
		帯広駐屯地	帯広市南町南７線３１番地	0155-48-5121	2	－	－	－	－	－	〃
	北海道	危機対策課防災航空室	札幌市東区栄町９６４番地	011-782-3233	－	－	－	－	－	－	防災ヘリコプター　２機 ・消火バケット装置　3式
	札幌市	札幌市消防局（警防部消防救助課）	札幌市中央区南４条西１０丁目	011-215-2060	－	－	－	－	－	－	消防ヘリコプター１機 ・空中消火タンク装置１式 ・消火バケット装置　１式
薬剤及び空中消火資機材を配備する機関	北海道森林管理局 011-622-5250	石狩森林管理署	札幌市中央区宮の森３条７丁目７０	011-622-5111					必要数を保有		
		野幌森林事務所	江別市文京台南町８－７	011-386-0304							
		（倉庫）	江別市西野幌国有林４２林班		6	かく　3	9	－		マルチA　２０ﾘｯﾄﾙ×５缶 ミヤタフォレックス 3,105 （着色剤 60）	
		胆振東部森林管理署	白老郡白老町日の出町３丁目４－１	0144-82-2161	6	溶　1	9	2		マルチA　２０ﾘｯﾄﾙ×５缶 ミヤタフォレックス　3,780	
		上川中部森林管理署	旭川市神楽３条５丁目３番１１号	0166-61-0206						マルチA　20ﾘｯﾄﾙ×22缶 ミヤタフォレックス　3,000	森林事務所保管
		上川森林事務所	上川郡上川町川端町９－１	01658-2-2001	5	溶　1	13	1			
		留萌北部森林管理署	天塩郡天塩町新栄通６丁目	01632-2-1151							
		羽幌森林事務所	苫前郡羽幌町南７条１丁目	0164-62-1188	4	溶　1	13	2		マルチA　２０ﾘｯﾄﾙ×５缶 ミヤタフォレックス　2,820	森林事務所保管
		網走中部森林管理署	常呂郡置戸町字置戸３９８－９９	0157-52-3011							
		留辺蘂森林事務所	北見市留辺蘂町栄町８２－４	0157-42-2116	5	溶　1	20	2		マルチA　２０ﾘｯﾄﾙ×５缶 ミヤタフォレックス　4,590	森林事務所保管
		十勝西部森林管理署 東大雪支署	河東郡上士幌町字上士幌東３線２３１	01564-2-2141	4	－	4	2		マルチA　20ﾘｯﾄﾙ×10缶	
		根釧西部森林管理署	釧路市千歳町６－１１	0154-41-7126							
		真竜・標茶森林事務所	川上郡標茶町川上10-３６	015-485-2077							
		（空中消火機材庫）	厚岸郡厚岸町国有林２２９林班		5	－	3	－		マルチA　20ﾘｯﾄﾙ×10缶	森林事務所管轄の機材庫保管
		渡島森林管理署	二海郡八雲町出雲町１３－４	0137-63-2141	3	溶　2	1	2		マルチA　２０ﾘｯﾄﾙ×５缶 ミヤタフォレックス　4,800	
	北海道 水産林務部林務局森林整備課 011-231-4111(内線28-611)	空知総合振興局森林室	岩見沢市北２条西１２丁目１－７	0126-22-1155	2	溶　1	－	－		ミヤタフォレックス　3,000	
		後志総合振興局森林室	虻田郡倶知安町南４条西１丁目	0136-22-1152	2	溶　1	－	－		ミヤタフォレックス　3,000	
		日高振興局森林室	浦河郡浦河町常盤町２６－４	0146-22-2451	2	溶　1	－	－		液剤エフアールS　3,600 （粘着剤 400・着色剤 20）	
		渡島総合振興局西部森林室	松前郡松前町字朝日４９５－９	0139-42-2013	1	溶　1	－	－		ミヤタフォレックス　3,000	
		南渡島消防事務組合消防本部	北斗市中央２丁目６－６	0138-73-5130	1	－	－	－			
		上川総合振興局北部森林室	中川郡美深町字東２条南４丁目	01656-2-1726	2	溶　1	－	－		ミヤタフォレックス　3,000	
		オホーツク総合振興局東部森林室	北見市青葉町２－１０	0157-24-6276	－	－	－	－		ミヤタフォレックス　3,000	
		オホーツク総合振興局西部森林室	紋別郡興部町字興部７０８	0158-82-2158	2	溶　1	－	－		ミヤタフォレックス　2,700	
		十勝総合振興局森林室	十勝郡浦幌町字東山町１０－２３	015-576-2165	2	溶　1	－	－		ミヤタフォレックス　3,000	
	市町村	釧路市消防本部（警防課）	釧路市南浜町４－８	0154-23-4383	3	－	1	－	－	ミヤタフォレックス　6,900 （着色剤 60）	資機材（資機材保管庫） 薬　剤（阿寒支署保管）

※　散布装置は、自衛隊への配置変更後の数量としている。

空中消火用水のう型散布装置・散布用薬剤配備箇所
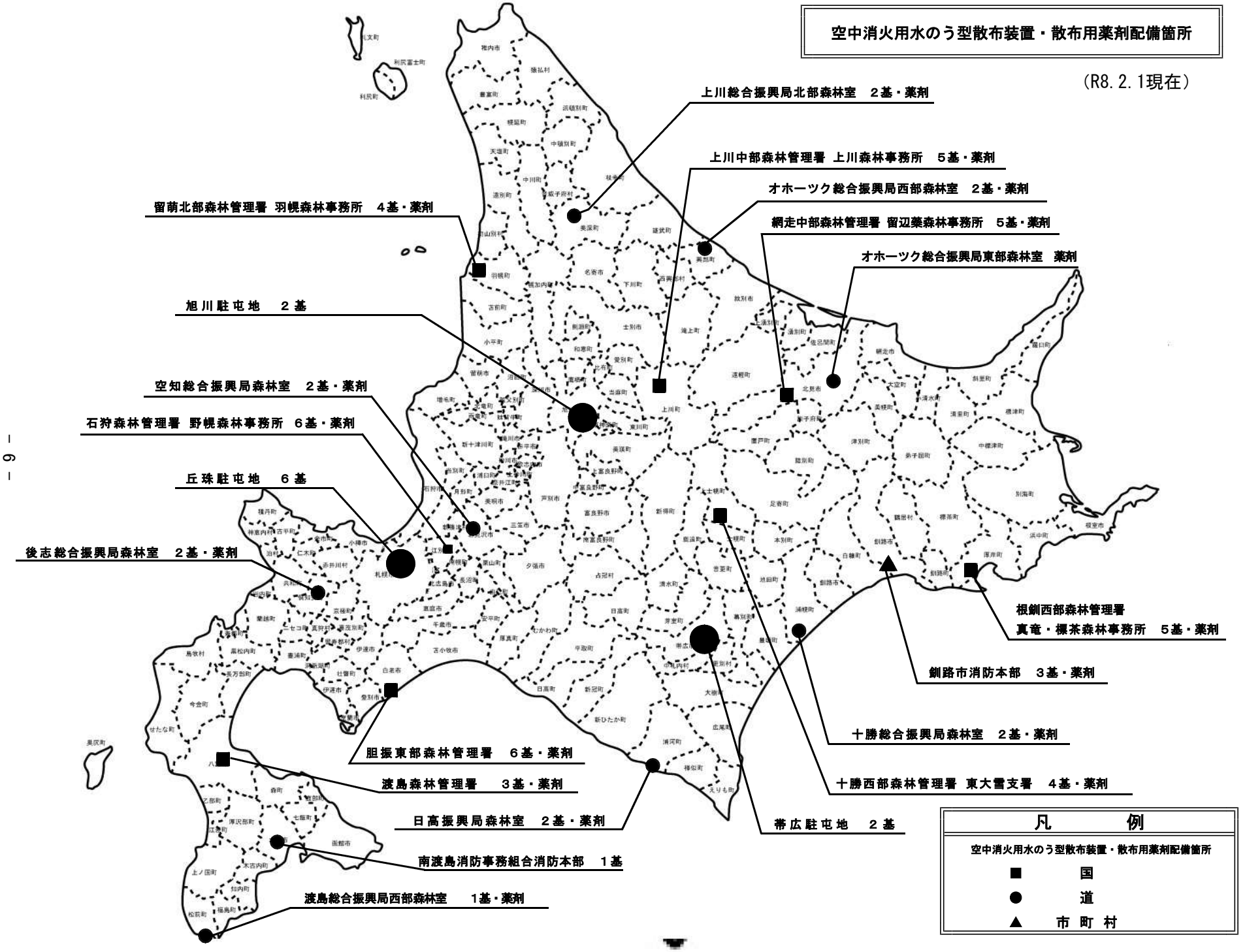
（R8.2.1現在）